

議会運営委員会

日 時 平成 2 7 年 6 月 2 4 日（水）午後 時 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 定例会最終日（6月25日）について

（１）会議日程

午前10時～ 各常任委員会 ～ 議会運営委員会（幹事会）
 ～ 会派会議 ～ 本会議

（２）議事日程

諸報告（会議録削除）

第1 報告第1号及び第1号議案から第7号議案まで
 （委員長報告～表決）

第2 請願について（委員長報告～表決）

第3 第8号議案（提案理由説明、質疑、表決）

第4 意見書案について（質疑、討論、表決）

第5 人権擁護委員候補者の推薦について

第6 特別委員会の設置について

議事終了後、全国市議会議長会表彰伝達

（３）討論通告について

○通告期限 6月24日(水) 午後4時まで

2 人事議案について

3 意見書案について【別紙№1～4】

○4件（発議者の決定）

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める
意見書(案) <環境厚生常任委員長>

ヘイトスピーチに対する毅然とした対応と法整備を求める意見書(案)

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書(案)

安全保障関連法案の審議にあたり慎重な取扱いを求める意見書(案)

【裏面に続く】

4 決算特別委員会分科会について

- 分科会審査 4 日間

○事務事業評価実施

- 閉会中の調査

- ・事務事業評価対象事業の選定（各分科会 3 項目程度）
- ・所管分調査（現地視察等）

5 一般質問における発言の取り消しについて

6 議会活性化検討項目一覧について【別紙№ 5】

7 議会報告＆わがまちトークについて（広報広聴会議報告）

- 6 月 1 日、2 日開催に係る意見対応【別紙№ 6】

- 次回の日程・開催場所

- ・ 8 月 2 6 日（水）午後 8 時から

場所：千歳町自治会館、古世総合センター（東部）、大井生涯学習センター

- ・ 8 月 2 7 日（木）午後 8 時から

場所：宮前町自治会館、東別院町ふれあいセンター、吉川公民館

- 打合せ

6 月 2 5 日（木）本会議終了後 1 5 分後、全員協議会室にて

8 9 月定例会日程について【別紙№ 7】

9 その他

- 会議日程

7 月 10 日（金）午前 10 時～ 議会運営委員会（議会活性化）

午後 1 時 30 分～ 全員協議会（子ども議会答弁者割当）

7 月 27 日（月）午後 1 時 30 分～ 産業建設常任委員会

8 月 18 日（火）午後 1 時 30 分～ 全員協議会（子ども議会リハーサル等）

年金積立金の専ら被保険者の利益のための 安全かつ確実な運用を求める意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の 7 割を占め、6 割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では府民所得の 17 % 前後、家計の最終消費支出の 20 % 前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013 年 6 月 14 日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、昨年 10 月 31 日に国内・国外株式比率を各 25 % に倍増することを認可・公表しました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものと考えます。

さらに、GPIF には保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま一方的に見直しの方向性を示すことは、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があります。また、リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合の仕組みが作られていない中では、被保険者・受給者が被害を被ることになりかねません。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 GPIF において、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 25 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛

亀岡市議会議長 西口 純生

ヘイトスピーチに対する毅然とした対応と法整備を求める意見書（案）

近年、日本国内では、人種や国籍などを理由に差別し暴言を繰り返すヘイトスピーチが大きな社会問題となっている。

国際連合自由権規約委員会においても、このような差別的言動の広がり懸念を示し、人種差別撤廃条約上の人種差別に該当するとして、締約国である日本に対し、対処する措置を採るべきとの勧告が行われたところである。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

司法においても、2009年の京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃事件では、昨年12月9日の最高裁決定により、一連の行為を民族差別と認め、高額な損害賠償と街宣活動の差し止めを命じた大阪高裁判決が確定したところである。

日本の社会の中で共に生きる人々が、その人種や国籍などによって不当に差別され、あまつさえ暴力的な言辞をもって排斥されるような社会であってはならない。人が人として幸福に生きることは万人の希求するところであり、全ての人が等しく有する権利である。そして、この権利を守ることは、この社会に生きる者の責務である。

ヘイトスピーチは、人間の尊厳を侵す行為であり、諸外国においてそれを規制する法整備がされている例もある。2019年にはラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピック、そして2021年にはワールドマスターズゲームズの開催が予定されており、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国への信頼失墜につながり大きく国益を損なうことになりかねない。

国においては、ヘイトスピーチに毅然として対応するとともに、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		

亀岡市議会議長 西口 純生

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところであります。

よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望致します。

記

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 25 日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		

亀岡市議会議長 西口 純生

安全保障関連法案の審議にあたり慎重な取り扱いを求める意見書（案）

去る５月１５日、内閣から、集団的自衛権の行使を限定的に容認する内容を含んだ安全保障関連法案が国会に提出されました。

この法案は、複雑で変容しつつある国家安全保障上の課題に対処し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るといった国家としての責務を果たすべく、政府内で検討が重ねられてきたものとされています。

現在、その法案を審議する国会のみならず、安全保障問題について多くの議論と意見が交わされ、マスコミ等の世論調査でも、法案に反対の声が過半数、今国会での成立は見送るべきとする声が８割を占めています。

よって、国においては、戦後７０年を経た我が国の根幹にかかわる安全保障関連法案の取り扱いにあたり、国民一人ひとりに焦慮と不安を抱かせることのないよう、また、日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、今国会での成立を見送り、国民の声に真摯に耳を傾けて、慎重審議を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年６月２５日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣官房長官		
外務大臣		
国土交通大臣		
防衛大臣		

亀岡市議会議長 西口 純生

議会活性化検討項目一覧

No.	項 目	分 類	提案会派
1	様々な団体(自治会以外)との意見交換の実施	住民参加(含広聴)	新清流会
2	幅広い世代への広報	住民参加(含広聴)	〃
3	出張議会(委員会)の開催、充実	住民参加(含広聴)	〃
4	わがまちトークの活用(テーマ別の開催)	住民参加(含広聴)	〃
5	市議会モニター制の導入(地区モニター、一般公募、大学推薦等)	住民参加(含広聴)	〃
6	議員報酬の検討	機能強化	〃
7	交通手当の支給	機能強化	〃
8	政務活動費の増額	機能強化	〃
9	議場での写真撮影許可制の見直し	情報公開	〃
	10 情報弱者といわれる人へどのように議会情報を届けるか	情報公開	共産党議員団
A	11 一般質問時間の見直し(議員の持ち時間を決める)	機能強化	〃
	12 代表質問の毎定例会実施	機能強化	〃
B	13 予算・決算特別委員会の見直し	機能強化	緑風会
	14 一般質問の掲載スペースの増(議会だより)	情報公開	〃
B	15 予算・決算特別委員会の常任委員会実施	機能強化	公明党議員団
C	16 通年議会の実施	機能強化	〃
A	17 一般質問時間の見直し(答弁時間を含めず質問時間を20分に)	機能強化	〃
	18 政治倫理条例の見直し	機能強化	〃
	19 大学との政策連携	機能強化	〃
B	20 予算・決算特別委員会の常任委員会実施	機能強化	会派に属さない議員
C	21 通年議会の実施	機能強化	〃

議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

議会運営委員会

		意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
					参考	報告	回答査
保津	5	議会改革とは何なのか。どのような改革が行われたのか。	情報公開を行い積極的に市民参加を呼びかけている。今後わかりやすい説明をしていく。	議会運営			
保津	6	議長職の任期は1年でなく、2年や3年にすべきではないか。	議員は市民の代表であり、全議員が議長として職務に耐えうる能力を有している。平等に議長職を経験するため、1年任期を原則としている。	議会運営			
保津	7	市議会議員一般選挙について、次回選挙で投票数が減るということは、市民からの忠告である。減らないように頑張ってもらいたい。	肝に銘じて頑張る。	議会運営			
本梅	2	議員の役割について。市の催し、自主防災、ボランティア活動を励ます催し、消防団関連、人権学習など、市民もいろんな参加をする。自治委員は全て参加している。報酬を自治委員の11倍も受け取っている市議会議員の中に、参加しない者がいる。それは、問題ないのか。	地方分権時代において、自治体議会の重要性が増している。催しに出席することを期待される市民もいるが、11倍の報酬は、催しへの参加に対するものではない。本来の議員の仕事は、まず議事機関のメンバーとして、議論を尽くし、チェック機能を果たすことである。催し等に出席して、地域課題や市民の意見を聞くことも大切である。	議会運営			
本梅	3	地域の要望をどれだけ議員が把握し、実現しようとしているのか。自治会長だけがやればいいのか。そうではないはず。議員も一緒にやらなければならないのではないのか。	自治会関係者と同様に、要望をそのまま伝えるだけでは足りない。全市的な観点から様々な論点について議論し、利害調整も行っていくのが議会の仕事である。	議会運営			
本梅	5	議会だよりには、予算案のチェック機能がなどと書かれている。議会の本来の仕事はチェックではないと思う。議員は、本来、監査役ではなく、取締役のようなもの。首長とともによりよい亀岡市をつくっていただきたいと思う。ネガティブチェックではなく、首長の行動を応援するのが仕事ではないのか。	—	議会運営			
東つつじ	1	議案の賛否が分かれているが、全員の中で話し合い、まとめられないのか。	全員一致で賛成しているものもある。賛否にはそれぞれ議員の立場があるが、決まったことについてはお互いに理解した上で、議会として行動している。	議会運営			

平成 2 7 年 9 月 亀岡市議会定例会日程（案）

（会 期 2 6 日間）

月	日	曜日	行 事	備 考
8/	31	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
9/	1	火		
	2	水		
	3	木		
	4	金		
	5	土		
	6	日		
	7	月	【定例会開会】 <一般質問通告期限：12:00 請願書提出期限：17:00>	
	8	火		
	9	水		
	10	木		
	11	金		
	12	土		
	13	日		
	14	月		
	15	火	【一般質問】、議運(追加議案送付) <質疑通告：一般質問終了時>	一般質問順序 1 緑風 2 公明 3 新清 4 共産
	16	水	【一般質問】	
	17	木	【一般質問】（追加議案提案）	
	18	金	3 常任委員会	
	19	土		
	20	日		
	21	月	（敬老の日）	
	22	火	（国民の休日）	
	23	水	（秋分の日）	
	24	木	決算特別委員会	
	25	金	決算特別委員会	
	26	土		
	27	日		
	28	月	決算特別委員会	
	29	火	決算特別委員会	
	30	水	決算特別委員会	
10/	1	木	（委員会予備日）<意見書提出期限：10:00> 議運 <討論通告期限：16:00>	幹事会、会派会議
	2	金	決算分科会委員長会議、 3 常任委員会、議運 【定例会閉会】	幹事会、会派会議